

## 会員等からの情報提供

### 会員（名古屋法務局）

- ・長期相続登記等未了土地解消作業について . . . 資料 1
- ・表題部所有者不明土地解消作業について . . . 資料 2
- ・所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直しについて . . . 資料 3

### 協力会員（静岡県司法書士会）

- ・所有者不明土地対策等に関連する取り組み等について . . . 資料 4

### 中部地方整備局建政部計画管理課

- ・空き家・空き地取組みマップについて . . . 資料 5

資料 1

長期相続登記等未了土地解消作業について

名古屋法務局

## 【情報提供】長期相続登記等未了土地解消作業について

令和6年4月30日現在

## 令和5年度分の作業状況

|      | 通知の発送時期             | 通知者に対する説明会の有無                               |
|------|---------------------|---|
| 名古屋局 | 月1、2回程度             | 無<br>※愛知県司法書士会の無料の登記・相続電話ガイドを案内             |
| 静岡局  | 年1回（時期未定）           | 未定<br>※静岡司法書士会の無料の登記・相談電話番号、常設相談会場を案内する予定   |
| 津局   | 月1回程度               | 無<br>※三重県司法書士会の総合相談センター常設相談会を案内             |
| 岐阜局  | 令和5年10月30日、令和6年2月6日 | 無<br>※岐阜県土地家屋調査士会の無料相談会及び日本司法書士会の電話相談を案内した。 |

## 令和6年度分の作業状況

|      | 地方公共団体に対する説明会の有無等  |
|------|--|
| 名古屋局 | 令和5年5月25日及び6月6日に実施（ウェブ開催）<br>（令和5年8月24日及び29日付け文書にて、令和6年度の要望を依頼）                                |
| 静岡局  | なし<br>（令和5年11月6日付け文書にて、令和6年度の要望を依頼）  |
| 津局   | なし<br>（令和5年11月に令和6年度の要望等の照会を実施済み。また、本年1月17日付けで市町村へ戸籍請求を実施し、3月中に令和6年度の対象筆を選定済み。）                |
| 岐阜局  | 当事業に関する地方公共団体の理解が得られているため、令和5年10月19日付け文書にて、令和6年度の要望を依頼した（令和4年5月23日実施のWeb会議による説明会を最後に開催していない。）。 |

460-8513

愛知県名古屋市中区三の丸二丁目2番1号

長期未子 様

## 長期間相続登記等がされていないことのお知らせ

平素より法務行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

この度、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）の規定に基づき当局において調査した結果、下記の土地について、所有権の登記名義人が亡くなられているものの、名義がそのままの状況となっており、その後も長期間にわたり相続登記等がされていないことが判明いたしました。つきましては、当該土地の不動産登記簿上の所有者の法定相続人の地位（戸籍等によってその旨を確認することができた方。）にある貴殿に対し、その旨をお知らせいたします。

今後相続登記がされない状態が続きますと、更なる相続が発生するなどして権利関係が複雑となり、将来の登記申請が困難になるおそれがあります。この機会に、必要な登記申請やその前提となる相続人間の協議を行っていただきますようご理解とご協力をお願い申し上げます。

登記申請に当たっては、現在の所有権の登記名義人の相続関係を法務局で調査して一覧化した図である「法定相続人情報」をご活用いただくことができます。最寄りの法務局において、貴殿に対して「法定相続人情報」を出力した書面を無料で提供しますので、提供をご希望される場合は、最寄りの法務局にお問い合わせください。また、提供依頼にあたっては、同封の「提供依頼書」及び「委任状（代理人に提供依頼を委任する場合）」（両面印刷してあるもの）をご利用ください。

その他、本お知らせの内容に関してご不明な点や、ご質問等がございましたら、当局までお問い合わせください。

なお、相続登記の手続や申請書式等については、以下の法務省ホームページで案内しているほか、全国の司法書士会において、別添のとおり相談窓口を設けておりますので、お知らせします。

おって、既に相続登記等がお済みで、本お知らせが行き違いとなっておりますら、何とぞご容赦ください。

## 記

## 1 不動産番号及び不動産所在事項

別紙物件目録のとおり

## 2 現在の所有権の登記名義人

●●村大字■字▲▲123番地 長期相太郎

## 3 法定相続人情報の作成番号

1800-2022-0001

※ 本お知らせは、法定相続人が複数いる場合には、任意の1名の方に送付しています。

名古屋市中区三の丸2-2-1

名古屋法務局 不動産登記部門（担当：寺賀・穂積）

連絡先：052-952-8070

※本制度の概要について法務省ホームページで確認することができます。→



※相続登記の手続や申請書式を知りたい方はこちら→



## 名古屋法務局管内の登記管轄・庁舎所在地等一覧

| 庁名  | 不動産登記管轄  | 商業・法人登記管轄   | 各種施策の導入状況 |          | 所在                                       | 電話番号  |
|---|--|---|-----------|----------|--|---|
|   |  |   | 地図情報システム  | 証明書発行請求機 |  |   |
| <b>名古屋法務局</b><br><br><b>不動産登記部門</b><br>H20.6.9 昭和(出)から千種区、昭和区を管轄転属<br><br><b>法人登記部門</b><br>H20.9.16 日進市、愛知郡を集中化<br>H21.1.19 豊明市を集中化<br>H22.3.23 一宮市、瀬戸市、春日井市、大山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、丹羽郡を集中化<br>H23.1.11 半田市、津島市、常滑市、東海市、大府市、知多市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡、知多郡を集中化 | 中区、千種区、東区、北区、西区、中村区、昭和区、清須市、北名古屋、西春日井郡豊山町      | 名古屋市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、大山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋、弥富市、あま市、長久手市、愛知郡東郷町、西春日井郡豊山町、丹羽郡(大口町、扶桑町)、海部郡(大治町、蟹江町、飛島村)、知多郡(阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町) | ○         | ○        | 〒460-8513<br>中区三の丸2-2-1<br>(名古屋合同庁舎第1号館) | (代表)<br>052-952-8111<br><br>(証明書専用)<br>052-961-9460 |
| <b>熱田出張所</b><br>H20.9.16 昭和(出)を分割統合<br>H21.1.19 幡海(出)を統合  | 熱田区、瑞穂区、中川区、港区、南区、緑区、豊明市                       | 証明書等発行のみ  | ○         | ○        | 〒456-0031<br>熱田区神宮4-8-40                 | 052-671-5221<br>5222<br><br>(証明書専用)<br>052-681-3668 |
| <b>名東出張所</b><br>H20.9.16 昭和(出)を分割統合   | 名東区、守山区、天白区、日進市、長久手市、愛知郡東郷町                    | 証明書等発行のみ  | ○         | ○        | 〒465-0051<br>名東区社が丘4-201                 | 052-703-2322<br>2324<br>(証明書専用)2330                 |
| <b>春日井支局</b><br>H21.11.24 瀬戸(出)、大山(出)を統合  | 春日井市、瀬戸市、大山市、小牧市、尾張旭市、丹羽郡(大口町、扶桑町)             | 証明書等発行のみ  | ○         | ○        | 〒486-0844<br>春日井市鳥居松町4-46                | 0568-81-3210<br><br>(証明書専用)<br>0568-89-2366         |
| <b>津島支局</b>   | 津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡(大治町、蟹江町、飛島村)               | 証明書等発行のみ  | ○         | —        | 〒496-0047<br>津島市西柳原町3-10                 | 0567-26-2423<br><br>(証明書専用)<br>0567-25-4550         |
| <b>一宮支局</b><br>H19.1.15 稲沢(出)を統合<br>H22.1.18 江南(出)を統合   | 一宮市、江南市、稲沢市、岩倉市                                | 証明書等発行のみ  | ○         | ○        | 〒491-0842<br>一宮市公園通4-17-3<br>(一宮法務合同庁舎)  | 0586-71-0600<br>(証明書専用)0680                         |
| <b>半田支局</b><br>H19.9.10 東海(出)を統合  | 半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡(阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町) | 証明書等発行のみ  | ○         | ○        | 〒475-0817<br>半田市東洋町1-12                  | 0569-21-1095<br>(証明書専用)1255                         |
| <b>岡崎支局</b><br>(商業・法人登記事務)<br>H22.9.21 豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市を集中化<br>H23.9.26 刈谷市、豊田市、碧南市、安城市、知立市、高浜市、みよし市を集中化<br>H24.1.30 西尾市、新城市、北設楽郡を集中化  | 岡崎市、額田郡幸田町                                     | 岡崎市、豊橋市、豊川市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、蒲郡市、知立市、高浜市、田原市、みよし市、西尾市、新城市、額田郡幸田町、北設楽郡(設楽町、東栄町、豊根村)   | ○         | —        | 〒444-8533<br>岡崎市羽根町字北乾地50-1<br>(岡崎合同庁舎)  | 0564-52-6415<br>(証明書専用)6551                         |
| <b>刈谷支局</b>   | 刈谷市、碧南市、安城市、知立市、高浜市                            | 証明書等発行のみ  | ○         | —        | 〒448-0858<br>刈谷市若松町1-46-1<br>(刈谷合同庁舎)    | 0566-21-0086<br>(証明書専用)0095                         |
| <b>豊田支局</b>   | 豊田市、みよし市                                       | 証明書等発行のみ  | ○         | ○        | 〒471-8585<br>豊田市常盤町1-105-3<br>(豊田合同庁舎)   | 0565-32-0006<br>2960<br>(証明書専用)0098                 |
| <b>西尾支局</b>   | 西尾市  | 証明書等発行のみ  | ○         | —        | 〒445-8511<br>西尾市熊味町南十五夜60                | 0563-57-2622<br>(証明書専用)2666                         |
| <b>豊橋支局</b>   | 豊橋市、田原市  | 証明書等発行のみ  | ○         | ○        | 〒440-0884<br>豊橋市大園町111<br>(豊橋地方合同庁舎)     | 0532-54-9278<br>(証明書専用)9296                         |
| <b>豊川出張所</b>  | 豊川市、蒲郡市  | 証明書等発行のみ  | ○         | —        | 〒442-0067<br>豊川市金屋西町3-3                  | 0533-86-2097<br>(証明書専用)2115                         |
| <b>新城支局</b>   | 新城市、北設楽郡(設楽町、東栄町、豊根村)                          | 証明書等発行のみ  | ○         | —        | 〒441-1385<br>新城市字八幡11-2                  | 0536-22-0437<br>(証明書専用)0439                         |
| <b>瀬戸証明サービスセンター</b>   | —  | —   | —         | ○        | 〒489-8701<br>瀬戸市追分町64-1<br>(瀬戸市役所内)      | お問い合わせ先<br>0568-89-2366<br>(名古屋法務局春日井支局)            |
| <b>蒲郡証明サービスセンター</b>   | —  | —   | —         | ○        | 〒443-8601<br>蒲郡市旭町17-1<br>(蒲郡市役所内)       | お問い合わせ先<br>0533-86-2115<br>(名古屋法務局豊川出張所)            |

※ 商業・法人登記事務を扱わない春日井支局・津島支局・一宮支局・半田支局・刈谷支局・豊田支局・西尾支局・豊橋支局・新城支局・熱田出張所・名東出張所・豊川出張所への商業・法人登記申請を除き、すべての登記所で、登記申請及び各種証明書(地積測量図等の図面の写しは除く。)の請求をインターネットを利用して行うことができます。法務局HP(<http://www.houmukyoku.moj.go.jp>) 法務省HP(<http://www.moj.go.jp>)

※ 地図情報システムの導入庁においては、地図や地図に準ずる図面、地積測量図等(地積測量図等は一部の登記所につき、運用開始後に提出されたものに限る。)を、電子化しています。

※ 証明書発行請求機の導入庁においては、タッチパネル方式の端末を利用し、登記事項証明書(不動産及び商業・法人)及び印鑑証明書(商業・法人)を、請求していただくことが可能です。

※ 証明書等発行業務については、民間事業者に委託しています。

※ 証明書専用番号でお問い合わせいただける内容は、「管轄案内・道案内・登記事項証明書等の記載事項に係る説明」等です。

※ 瀬戸証明サービスセンター及び蒲郡証明サービスセンターは、それ以外の法務局窓口とは業務時間が異なりますのでご注意ください(午前9時～午後4時30分)。

※ 瀬戸証明サービスセンター及び蒲郡証明サービスセンターでは、登記事項要約書及び地図等図面は取り扱っておりません。

**問1 どのような経緯により今回のお知らせをしたのですか？**

(答)

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」に基づき、法務局が長期間にわたり相続登記等のされていない土地について、亡くなった方の法定相続人を探索しました。そして、その法定相続人の方に、相続登記の手続を検討していただくため、今回のお知らせをお送りしています。(法定相続人が複数いる場合は、任意の1名の方にお送りしています。)

※ 「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」とは、所有者不明土地が全国的に増加している状況を解消するため、平成30年11月に施行された法律です。

所有者不明土地の存在は、東日本大震災での復興事業で一気に顕在化したのを始め、公共事業の円滑な実施への大きな支障となっている状況にあります。

**問2 登記申請手続はどのように行うことができますか？**

(答)

登記申請書を作成し、必要書類をそろえ、今回お知らせした土地を管轄する法務局(別紙「名古屋法務局管内の登記管轄・庁舎所在地等一覧」参照)に申請してください。法務局のホームページにおいても、申請書の様式等のご案内をしています。

登記申請は、相続人の方がご自身で行うことができますが、司法書士に申請手続を委任することもできます。

**問3 相続登記の申請手続はどこに相談することができますか？**

(答)

同封した各チラシによりご案内していますが、全国の司法書士会及び愛知県司法書士会において相談窓口を設けております。

法務局の登記手続案内は、予約制です。手続案内をご希望される法務局の窓口や電話で事前に予約をしてください。

手続案内に当たっては、事前に法務局において、今回お知らせした土地の登記事項証明書や、法定相続人情報(問4参照)を出力した書面を取得することをお勧めします。

#### 問4 法定相続人情報とはどのような情報ですか？

(答)

法定相続人情報とは、土地の所有者の相続関係を一覧形式で表示したものです。

今回のお知らせに基づき相続登記等の申請をする場合に、法定相続人情報の「作成番号」があれば、申請に必要な戸籍等の全部又は一部を省略することができます。「作成番号」はお知らせの記3に記載しています。

法定相続人情報を出力した書面は、当該書面に法定相続人として記載されている相続人の方に無料で提供しますので、必要な場合は、最寄りの法務局において、手続をしてください。

なお、手続の際は、「今回送付したお知らせ（写しで可）」及び「本人確認書類（運転免許証、保険証等）」をお持ちください。

#### 問5 相続登記の申請をしないとどうなりますか？

(答)

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。

このまま相続登記をすることなく放置されますと、今後、ますます権利関係が複雑となり、相続した土地をすぐに売却することが困難になる、将来の登記申請が更に困難になるなどのデメリットがあり、次世代の相続人の方々にこれらの問題が引き継がれます。

また、土地を相続した後、正当な理由がないのに相続登記をしない場合には過料が科せられる可能性があります。

今回のお知らせを契機として、相続登記の申請を検討していただきますようお願いいたします。

以上

※本制度の概要について法務省ホームページで確認することができます。→



※相続登記の手続や申請書式を知りたい方はこちら→



2024.4

# 相続登記のことは、 司法書士にご相談ください。

相続した不動産を守るには、登記が必要です。

「相続登記がされていないことの  
通知」が届いたのですが、  
この後、どうすれば良いでしょうか？

「相続登記がされていない  
ことの通知」が届いたら、  
司法書士相続登記相談  
センターへご相談を。

お近くの司法書士相続登記相談センターにつながります。



予約受付フリーダイヤル

いさんのなやみに



# 0120-13-7832



平日午前10時から午後4時まで

司法書士は相続登記の専門家



日本司法書士会連合会

# 「相続登記がされていないことの通知」が届いた方へ。

<司法書士に相続登記を依頼する場合の流れについて>

## 1 法務局から「相続登記がされていないことの通知」を受領したら・・・

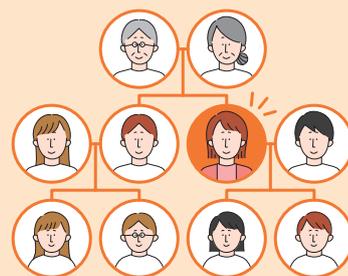
ぜひ、お近くの司法書士相続登記相談センター  
0120-13-7832で相談予約を。



YouTube ----->  
「長期間相続登記等がされていないことの通知が届いたら」



司法書士が秘密厳守で相続登記に関する相談をお受けいたします。  
司法書士に調査を依頼すると  
「相続登記がされていないことの通知」を  
お預かりして管轄の法務局へ行き、依頼者の代理人として  
「法定相続人情報」を閲覧し、相続関係を確認します。



## 2 相続人全員による遺産分割協議が成立したら・・・

司法書士は、遺産分割協議書の作成など、  
相続登記の必要書類を揃えるお手伝いをします。

※事案によって対応が異なりますので、事前にご相談ください。



## 3 相続登記申請に必要な書類が整ったら・・・

司法書士は、依頼者の代理人として法務局に  
相続登記を申請し、登記の完了後、法務局から交付された  
登記識別情報等の書類をお渡しします。

※相続登記が令和6年4月1日から義務化されますので、新しい制度についてもご相談ください。

※「相続登記がされていない通知」が届いた土地については戸籍謄本等を取得する作業が既に終了していますので、原則として、改めて戸籍謄本等の取得をする必要がありません。ぜひ、相続登記手続きをご検討ください。





# 司法書士会の登記・相続電話ガイド

## 相続登記がお済みでない方へ

不動産の所有者がお亡くなりになっている場合、相続登記が必要です！  
私たち司法書士にご相談ください。



- ・ **相続登記**をしようと思っていたが、手続きの方法がわからない
- ・ 相続人の中での話し合い（**遺産分割協議**）をしたいが、相続人が誰かわからない。
- ・ 法務局から**長期間相続登記等がされていないこと**の通知が来たが心当たりがない

など相続登記のお困りごとについて「ちょっと聞きたい」「確認したい」ことに司法書士がお答えします。お近くの司法書士のご紹介もできます。



### 登記・相続電話ガイド

受付時間 **月～金曜日**（祝日・夏季休暇・年末年始は除く）  
午前**10時**～午後**1時**

**☎ 050-3533-3707**

- ・ 相談が集中している場合には、かかりにくいこともありますので、ご了承ください。
- ・ この電話はIP電話を利用しており、通話料がかかります。通話料金についてはお客様が契約されている通話回線によって異なりますので、ご契約先にお問い合わせください。
- ・ IP電話からお電話される場合は、契約されているIP電話のサービス内容によりご利用できない場合がございます。

- ・ 電話相談では資料等を参照できないことから、ご相談に対する正確な回答ができない場合があります。ことを予めご承知おきください。尚、面談相談を希望される場合はお近くの司法書士をご紹介しますので、資料等をご持参の上、相談を受けてください。その際の相談料は有料となります。費用については紹介先の司法書士事務所にお問い合わせください。
- ・ 「長期間相続登記等がなされていないことの通知」を法務局から受け取られた方は、法務局で「法定相続人情報の写し」を取得した上で、相談されることをお勧めします。
- ・ 電話相談の相談時間はお一人10分以内とさせていただきます。
- ・ 面談相談をご希望の方は当会総合相談センターでご相談をお受けします。予約方法など詳しくは愛知県司法書士会のホームページでご確認ください。



## Q & A



### Q1 相続登記の申請義務化とは、 どんな内容ですか？

A 不動産を相続(取得)したことを知った日から3年以内に、相続登記の申請をする必要があります。

正当な理由がないのに相続登記の申請を怠った場合は、10万円以下の過料の適用対象となります。

### Q2 義務を果たすには、何をすれば いいですか？

A 相続人の全員で、できるだけ早期に遺産分割協議を行い、その遺産分割協議の結果を踏まえ、速やかに法務局に相続登記の申請をしてください。

話合いがまとまらないなど、不動産を相続(取得)してから3年以内に遺産分割協議を踏まえた相続登記の申請が難しい場合には、相続人それぞれが、法務局に「相続人申告登記」の申出(簡易な義務履行の手続)を行ってください。

相続後は、早めの遺産分割協議と相続登記の申請が重要です！

※民法改正により、令和5年4月から、遺産分割に関する新ルールも始まっています。

### Q3 今のうちから、何をしておけば いいですか？

A 相続登記の申請義務は、令和6年4月1日より前に相続(取得)した不動産についても対象となりますので、身の回りの不動産の名義を確認して、亡くなった親族名義となっている場合には、早めに遺産分割協議を行い、相続登記をしておくことが大切です。

将来の相続に備えて遺言書を作成したりすることも考えられます。

**令和6年4月1日からの相続  
登記の申請の義務化に関して、  
法務省・法務局の名称を不正  
に使用した勧誘や  
架空請求など  
にご注意ください！**



**令和5年4月27日から相続  
した利用しない土地を手放す  
制度がスタートします。➡**



## お問い合わせ先

法務省民事局民事第二課

**03-3580-4111** (代表)

各法務局のホームページ▶



**専門の資格者に相談したい場合は、**

日本司法書士会連合会の  
ホームページ▶  
(司法書士に関するご案内)



日本土地家屋調査士会連合会の  
ホームページ▶  
(土地家屋調査士に関するご案内)



**令和6年4月1日から  
相続登記の申請が  
義務化されます！**



不動産登記推進イメージキャラクター  
「トウキツネ」

詳しくは  
こちら▶



**法務省民事局**

**日本司法書士会連合会**

**日本土地家屋調査士会連合会**

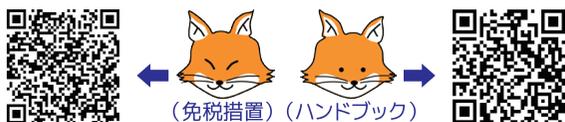
## 法務省からのお知らせ

### 不動産を相続したら、速やかに遺産分割協議、そして、相続登記の申請を！

不動産を相続したら、できるだけ速やかに、相続人の全員で遺産分割協議を行い、その内容を踏まえた相続登記を法務局に申請してください。

相続登記の申請は、登記申請書を作成し、戸籍等の必要な添付書類と併せて、不動産の所在地を管轄する法務局に提出して行います。

相続登記の申請手続について、分かりやすく解説・説明したハンドブックを法務局ホームページで公開しています。また、相続登記の登録免許税が一定の要件で免税措置となっています。



### 建物を相続したけれど、その建物の登記がない場合は？

古い建物を相続した場合など、事案によっては、建物としての登記がない場合があります(このような建物を「未登記建物」といったりします。)

この場合には、相続登記の申請をする前に、建物の登記(表題登記)の申請をする必要があります。

このような事案でお困りの場合には、建物の所在地を管轄する法務局又は専門の資格者である土地家屋調査士にご相談ください。

## 日本司法書士会連合会 からのお知らせ

### 相続登記の申請は、 司法書士にご相談ください。

- 相続が開始したことを知った方
- 遺産分割協議が必要な方
- 相続登記がまだ済んでいない方
- 事情により相続登記が困難な方
- 相続土地の国庫帰属を検討する方

### 相続登記相談センター

予約受付フリーダイヤル いさんの なやみに

 0120-13-7832



遺産相続でお悩みの方、  
お電話ください。

相続登記相談センター特設サイト



## 日本土地家屋調査士会連合会 からのお知らせ

### 相続登記の義務化へ向けて、 私たちもお手伝いします。

私たち土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記につき必要な土地又は家屋に関する調査及び測量を行う専門家として、不動産の物理的状況を正確に登記記録に反映させるために、必要な調査及び測量を行っています。

#### 例えばこんな場面で。

#### ケース1 相続した土地を 親族で分けることにした。

相続をしたけれど、土地の利活用のために親族で土地を分けてそれぞれの名義にしたいときは、分筆登記をすることになります。分筆登記は測量をして、土地の境界を確認する必要があります。

#### ケース2 親の土地を相続したが、境界が はっきりせず売却ができない。

土地の境界を明らかにするのが、私たち土地家屋調査士の仕事です。測量して、隣接所有者と立会いし、境界を確認していきます。確認が済めば境界標を設置し、土地境界確認書を作成することによって、土地の境界が明確になります。



全国1万6千人の  
土地家屋調査士が  
サポートします。

# 所有者不明土地<sup>(※)</sup>の解消に向けて、 不動産に関するルールが大きく変わります！

※登記簿を見ても所有者が分からない土地の面積は、全国で九州本島の大きさに匹敵するともいわれています

## 令和6年4月1日から 相続登記の申請が 義務化<sup>(※)</sup>されます！

※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります

- 今のうちから、相続した土地・建物の相続登記をしましょう！  
今なら、**相続登記の免税措置**も、拡大されています
- 相続の際、**遺産分割**をちゃんと済ませましょう！
- 登記の手続は、**法務局のホームページ**をご覧ください
- 相続・登記の**専門家への相談**も、ご検討ください



新制度について  
詳しくは、以下の  
二次元コードか、  
「法務省 所有者不明」  
で検索！



法務省民事局  
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU



令和6年から始まる義務化は、私に関係があるの？  
今からできることは、あるの？

A

相続登記の申請の義務化は、令和6年4月1日に始まりますが、それ以前の相続でも、**不動産（土地・建物）の相続登記がされていないものは、義務化の対象**になります

それぞれのケースに応じ、**相続人（ご遺族）で、必要な遺産分割を行い、今のうちから、相続登記を速やかに行うことが**、重要です

相続登記を促進する税制上の措置（100万円以下の土地の相続登記申請の免税措置等）も令和4年4月から、拡充されています

（新しい税制措置は、法務省ホームページで詳しく掲載しています）



相続登記の申請って大変じゃないの？  
どのような手続きをとればいいのか？

A

不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続は、不動産の所在地の**法務局（登記所）に申請**して行います

手続は、①**遺言書**による相続の場合、②**遺産分割協議**による相続の場合（相続人全員で話し合いをする場合）、③**法定された割合による相続**の場合（民法に定められた相続割合で相続する場合）など、ケースにより、必要な登記や書類が異なります

必要な登記の種類は、法務省ホームページでもご案内しています

（法務省ホームページ「あなたと家族をつなぐ相続登記」をご覧ください）



相続登記について、更に知りたいときは  
どうすればいいのか？

A

- 全国の法務局では、**手続案内**を行っています（**予約制**）

（各法務局の案内はこちらに掲載しています）



- 法務局ホームページで、**手続や書式**をご案内しています

詳しくは、上記法務省ホームページ「あなたと家族をつなぐ相続登記」の「相続登記の手続等についてお知らせします」から

- **専門家（司法書士・弁護士）に相談**したい場合は、こちら

日本司法書士会連合会のホームページ（登記相談のご案内）



日本弁護士連合会のホームページ（法律相談のご案内）



資料 2

表題部所有者不明土地解消作業について

名古屋法務局

## 【情報提供】表題部所有者不明土地解消作業について

令和6年4月30日現在

## 令和5年度分の作業状況

|      | 作業土地   | 作業地域を管轄する法務局                                | 作業開始公告日   |
|------|--------|---|---|
| 名古屋局 | 171筆選定 | 名古屋法務局津島支局、一宮支局、半田支局、豊川出張所、新城支局             | 令和5年9月26日   |
| 静岡局  | 169筆選定 | 静岡地方法務局本局                                   | 令和5年5月30日   |
| 津局   | 164筆選定 | 津地方法務局本局、伊勢支局、松阪支局、桑名支局、伊賀支局、熊野支局、鈴鹿出張所     | 令和5年4月3日<br>令和5年7月26日<br>令和5年8月9日                       |
| 岐阜局  | 181筆選定 | 岐阜地方法務局本局、八幡支局、大垣支局、美濃加茂支局、多治見支局、中津川支局、高山支局 | ①令和5年6月9日（164筆分）<br>②令和5年9月21日（6筆分）<br>③令和5年10月11日（11筆） |

## 令和6年度分の作業状況

|      | 作業土地   | 作業地域を管轄する法務局                                    | 作業開始公告日           |
|------|--------|---|-------------------|
| 名古屋局 | 164筆選定 | 名古屋法務局春日井支局、津島支局、一宮支局、半田支局、岡崎支局、豊田支局、豊川出張所、新城支局 | 令和6年5月22日<br>(予定) |
| 静岡局  | 選定中    | 未定  | 未定                |
| 津局   | 163筆選定 | 津地方法務局本局、四日市支局、松阪支局、桑名支局、熊野支局、鈴鹿出張所             | 令和6年4月15日         |
| 岐阜局  | 選定中    | 未定  | 未定                |

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項  
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和5年度）

| 登記所名  | 所有者等の探索の対象となる地域  |
|-------|------------------|
| 津島支局  | 津島市橋町一丁目         |
| 同     | 津島市橋町二丁目         |
| 同     | 津島市橋町三丁目         |
| 同     | 津島市橋町四丁目         |
| 同     | 津島市橋町五丁目         |
| 同     | 津島市橋町六丁目         |
| 同     | 海部郡蟹江町大字蟹江新田字埋田  |
| 一宮支局  | 江南市五明町青木         |
| 同     | 江南市五明町根場         |
| 半田支局  | 知多郡阿久比町大字宮津字定砂ヶ池 |
| 豊川出張所 | 豊川市八幡町黒仏         |
| 新城支局  | 新城市富岡字中村         |
| 同     | 新城市富岡字西門沢        |
| 同     | 新城市富岡字西屋敷        |
| 同     | 新城市富岡字猫藪         |
| 同     | 新城市富岡字東門沢        |
| 同     | 新城市富岡字宮浦         |
| 同     | 北設楽郡設楽町川向字上延坂    |
| 同     | 北設楽郡設楽町八橋字向橋     |

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項  
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和5年度）

| 登記所名    | 所有者等の探索の対象となる地域 |
|---------|-----------------|
| 静岡地方法務局 | 静岡県静岡市葵区井川      |
| 静岡地方法務局 | 静岡県静岡市葵区内牧      |
| 静岡地方法務局 | 静岡県静岡市葵区油山      |
| 静岡地方法務局 | 静岡県静岡市駿河区石部     |
| 静岡地方法務局 | 静岡県静岡市駿河区根古屋    |

**表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項  
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について(令和5年度)**

| 登 記 所 名   | 所有者等の探索の対象となる地域 |
|-----------|-----------------|
| 津地方法務局    | 津市大字乙部          |
| 同         | 津市白山町垣内         |
| 同         | 津市白山町上ノ村        |
| 伊 勢 支 局   | 伊勢市御園町高向        |
| 同         | 伊勢市二見町西         |
| 松 阪 支 局   | 多気郡大台町菅合        |
| 桑 名 支 局   | 桑名市多度町古野        |
| 伊 賀 支 局   | 伊賀市下友田          |
| 熊 野 支 局   | 熊野市育生町大井        |
| 鈴 鹿 出 張 所 | 鈴鹿市汲川原町         |
| 同         | 鈴鹿市甲斐町          |
| 同         | 鈴鹿市庄野町          |

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項  
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和5年度）

| 登記所名    | 所有者等の探索の対象となる地域  |
|---------|------------------|
| 岐阜地方法務局 | 岐阜県岐阜市大字日野字川原    |
| 八幡支局    | 岐阜県郡上市八幡町五町      |
|         | 岐阜県郡上市八幡町初音      |
|         | 岐阜県郡上市八幡町入間      |
|         | 岐阜県郡上市八幡町市島      |
|         | 岐阜県郡上市和良町下洞      |
|         | 岐阜県郡上市和良町宮地      |
|         | 岐阜県郡上市和良町法師丸     |
| 大垣支局    | 岐阜県揖斐郡揖斐川町坂内広瀬   |
|         | 岐阜県揖斐郡揖斐川町坂内坂本   |
|         | 岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲神原   |
|         | 岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲名礼   |
|         | 岐阜県揖斐郡揖斐川町清水     |
|         | 岐阜県揖斐郡揖斐川町西津汲    |
|         | 岐阜県揖斐郡揖斐川町極楽寺    |
|         | 岐阜県揖斐郡揖斐川町若松     |
|         | 岐阜県揖斐郡揖斐川町上南方    |
|         | 岐阜県揖斐郡揖斐川町北方     |
|         | 岐阜県揖斐郡揖斐川町春日六合   |
|         | 岐阜県揖斐郡揖斐川町春日美束   |
|         | 岐阜県揖斐郡揖斐川町乙原     |
|         | 岐阜県揖斐郡大野町大字中之元   |
|         | 岐阜県揖斐郡大野町大字寺内    |
|         | 岐阜県揖斐郡大野町大字瀬古小字辻 |
| 多治見支局   | 岐阜県土岐市泉町河合       |
|         | 岐阜県土岐市曾木町        |
|         | 岐阜県土岐市駄知町        |

|        |                |
|--------|----------------|
| 高山支局   | 岐阜県高山市奥飛騨温泉郷福地 |
|        | 岐阜県高山市松之木町     |
| 美濃加茂支局 | 岐阜県可児市東帷子      |
| 中津川支局  | 岐阜県恵那市大井町      |
|        | 岐阜県恵那市東野       |

---

(注) 所有者等の探索の対象となる地域は、地番区域単位で記載すること。

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項  
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について(令和6年度)

| 登記所名   | 所有者等の探索の対象となる地域 |
|--------|-----------------|
| 津地方法務局 | 津市押加部町          |
| 同      | 津市西古河町          |
| 同      | 津市中河原字城之内       |
| 四日市支局  | 四日市市貝家町         |
| 同      | 四日市市北小松町        |
| 同      | 四日市市八王子町        |
| 松阪支局   | 松阪市櫛田町          |
| 同      | 多気郡大台町小滝        |
| 同      | 多気郡大台町菅合字菅沖     |
| 桑名支局   | 桑名市大字小貝須        |
| 同      | 桑名市大字地蔵字新甫田     |
| 同      | 桑名市大字東方         |
| 同      | 桑名市大字福島         |
| 熊野支局   | 熊野市育生町大井字田野々    |
| 同      | 南牟婁郡御浜町大字阿田和    |
| 同      | 南牟婁郡御浜町大字上市木    |
| 鈴鹿出張所  | 鈴鹿市国府町          |
| 同      | 鈴鹿市三宅町          |

資料 3

所有者不明土地の解消に向けた  
民事基本法制の見直しについて

名古屋法務局

令和5年4月から

段階的に施行されています!

不動産登記推進イメージキャラクター  
「トウキツネ」



所有者不明土地の解消に向けて、

不動産に関するルールが  
大きく変わります。



- 令和3年民法・不動産登記法 改正
- 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律 制定

# はじめに

## Point 1

所有者不明土地って何ですか？



相続登記がされないこと等により、以下のいずれかの状態となっている土地を「所有者不明土地」といいます。

- ① 不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地
- ② 所有者が判明しても、その所在が不明で連絡が付かない土地

全国のうち所有者不明土地が占める割合は九州本島の大きさに匹敵するともいわれています。今後、高齢化の進展による死亡者数の増加等により、ますます深刻化するおそれがあり、その解決は喫緊の課題とされています。

全国における所有者不明土地の割合 (R4国土交通省調査)



## Point 2

どんな問題が生じているの？



土地の所有者の探索に多大な時間と費用が必要となり、公共事業や復旧・復興事業が円滑に進まず、民間取引や土地の利活用の阻害要因となったり、土地が管理されず放置され、隣接する土地への悪影響が発生したりするなど、様々な問題が生じています。



## 法律のポイント

令和3年4月21日、「民法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第24号)及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」(令和3年法律第25号)が成立しました(令和3年4月28日公布)。

両法律では、所有者不明土地の発生予防と土地利用の円滑化の両面から、民事基本法制の総合的な見直しが行われています。



### 1 登記がされるようにするための不動産登記制度の見直し

令和5年4月1日から段階的に施行

- 相続登記・住所等の変更登記の申請義務化
- 相続登記・住所等の変更登記の手續の簡素化・合理化など

P. 3~7

発生予防

### 2 土地を手放すための制度(相続土地国庫帰属制度)の創設

令和5年4月27日施行

- 相続等により土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けて、その土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度を創設

P. 8~9

発生予防

### 3 土地利用に関連する民法のルールの見直し

令和5年4月1日施行

- 土地・建物に特化した財産管理制度の創設
- 共有地の利用の円滑化などの共有制度の見直し
- 遺産分割に関する新たなルールの導入
- 相隣関係の見直し など

P. 10~11

土地利用の円滑化

# 1 ① 不動産登記制度の見直し

## 相続登記の申請の義務化

令和6年4月1日施行



どうして相続登記の申請が義務化されたの？

所有者不明土地の発生原因の約3分の2が相続登記の未了といわれています。  
相続が発生しても相続登記がされない原因として、①これまで相続登記の申請は任意とされており、かつ、その申請をしなくても相続人が不利益を被ることが少なかったこと、②相続した土地の価値が乏しく、売却も困難であるような場合には、費用や手間を掛けてまで登記の申請をする意欲がわきにくいことが指摘されていました。  
そのため、相続登記の申請を義務化することで、所有者不明土地の発生を予防しようとしています。

### 相続登記の申請義務の内容

相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを**知った日から3年以内**に相続登記の申請をしなければなりません。

また、遺産分割（相続人間の話し合い）で不動産を取得した場合も、別途、**遺産分割が成立した日から3年以内**に、遺産分割の内容に応じた登記の申請をしなければなりません。

「被相続人の死亡を知った日」からではないから、不動産を取得したことを知らなければ3年の期間はスタートしないよ！



いずれの場合も、正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。なお、期限内に相続登記の申請をすることが難しい場合には、相続人申告登記（→P4）により簡易に義務を履行することもできます。

### <令和6年4月1日より前に相続した不動産について>

相続登記がされていないものについては、義務の対象になります。  
この場合、令和9年3月31日までに相続登記の申請をしなければなりません（不動産を相続で取得したことを知った日が令和6年4月以降の場合は、その日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。）。

## 相続登記の申請義務化についての Q&A

Q1. 亡くなった親が不動産を所有していたかもしれないのですが、よく分かりません。それでも義務はあるのですか？

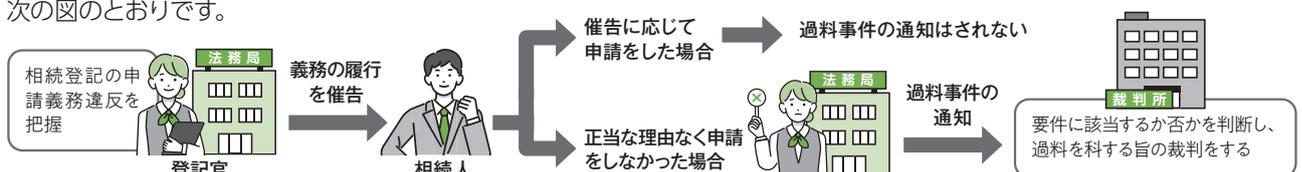
A 相続登記の申請義務は、特定の不動産を相続で取得したことを「知った日」からスタートしますので、取得した不動産を具体的に知るまでは、相続登記の申請義務はありません。

Q2. 亡くなった親が所有していた不動産で、遺産分割の結果、私の兄が相続したものがあります。兄は相続登記をしていないようですが、私にも相続登記の申請義務があるのでしょうか？

A 相続登記の申請義務は、不動産を相続で取得した方が対象ですので、あなたには相続登記の申請義務はありません。

Q3. 義務に違反した場合の過料に関する流れを教えてください。

A 次の図のとおりです。



## Q4. 相続登記を行わないことについて「正当な理由」があれば過料が科せられることはないとのことですが、どのような場合に「正当な理由」があると認められるのですか？

- A** ①相続人が極めて多数に上り、かつ、戸籍関係書類等の収集等に多くの時間を要する場合、②遺言の有効性等が争われている場合、③相続人に重病等の事情がある場合、④相続人がDV被害者等である場合、⑤相続人が経済的に困窮している場合といった事情が認められる場合には、一般に「正当な理由」があると認められます。また、これらに該当しない場合でも、個別の事案における具体的な事情に応じ、登記をしないことについて理由があり、その理由に正当性が認められる場合には、「正当な理由」があると認められます。
- 「正当な理由」がある場合には、催告(Q3参照)を受けた際に、「正当な理由」を記載した書面を法務局に提出いただくことになります。

## 相続人申告登記 令和6年4月1日施行



### 期限までに相続登記をするのが難しそう…

相続登記を申請しようとする場合、被相続人の出生から死亡に至るまでの戸除籍謄本などの書類を収集して、法定相続人の範囲や法定相続分の割合を確定する必要があります。

そこで、期限内に相続登記の申請をすることが難しい場合に簡易に相続登記の申請義務を履行することができるようにする仕組みとして、「相続人申告登記」が新たに設けられました。



### 相続人申告登記

自らが登記簿上の所有者の相続人であること等を期限内（3年以内）に登記官に申し出ることによって、義務を履行することができます。登記官は、所要の審査をした上で、申出をした相続人の氏名・住所等を職権で登記に付記します。

#### <メリット>

- ・特定の相続人が単独で申出可（他の相続人の分も含めた代理申出も可）
- ・申出手続（オンラインでも可）において、押印・電子署名は不要
- ・法定相続人の範囲・法定相続分の割合の確定が不要（提出書類も少ない）
- ・非課税



#### <留意点>

- ・遺産分割に基づく相続登記の申請義務（→P3）を履行することはできません。
- ・不動産についての権利関係を公示するものではないため、相続した不動産を売却したり、抵当権の設定をしたりするような場合には、別途、相続登記の申請をする必要があります。

※このような留意点があることから、相続人申告登記は、直ちに遺産分割や相続登記の申請をすることが難しい場合などに、義務を果たすために利用いただくことが想定されます。

## その他の改正事項 令和6年4月1日施行

### ・登記簿に記録する事項の追加

①法人を不動産の所有者として登記する場合にはその会社法人等番号を、②海外居住者を不動産の所有者として登記する場合には国内連絡先を登記することとされました。

なお、①については、令和6年4月1日より前に所有者として登記されている法人も、簡易な申出をすることにより、その番号を登記することができます。登記された会社法人等番号は、職権による住所等の変更登記（→P5）で使用することが想定されています。

### ・旧姓（旧氏）・ローマ字氏名併記

①氏名に旧姓（旧氏）の併記を希望する者を不動産の所有者として登記する場合には旧姓（旧氏）を、②外国人を不動産の所有者として登記する場合にはローマ字氏名を併記することとされました。

### ・DV被害者等の保護のための登記事項証明書等の記載事項の特例

DV被害者等から申出のあった登記事項証明書等には、現住所に代えて、申出のあった公示用の住所（DV被害者等と連絡をとることのできる者の住所等）を記載することとされました。



## 所有不動産記録証明制度

令和8年2月2日施行



### 親の不動産がどこにあるかはどうやって調べたらいいの？

登記官において、特定の被相続人（亡くなった親など）が登記簿上の所有者として記録されている不動産を一覧的にリスト化し、証明する制度が新たに設けられました。

## 住所等の変更登記の申請の義務化

令和8年4月1日施行



### どうして住所等の変更登記の申請が義務化されるの？

登記簿上の所有者の住所が変更されないことも所有者不明土地の主要な発生原因となっていることから、住所等の変更登記の申請を義務化するとともに、登記官が職権で住所等の変更登記を行う仕組みも設けられました。

### 住所等の変更登記の申請義務の内容

登記簿上の所有者については、その住所等を**変更した日から2年以内**に住所等の変更登記の申請をしなければならないこととされました。

正当な理由がないのに義務に違反した場合、5万円以下の過料が科される可能性があります。

## 他の公的機関との情報連携・職権による住所等の変更登記

令和8年4月1日施行



### 住所等が変わったら不動産登記にも反映されるようにならないの？

### 他の公的機関との情報連携により職権で登記がされるようになります

住所等の変更登記の手續の簡素化・合理化を図る観点から、登記官が**他の公的機関から取得した情報に基づき、職権で住所等の変更登記をする仕組み**が導入されます。

ただし、**自然人（個人）の場合には**、住基ネットからの情報取得に必要な検索用情報（生年月日など）を提供していただく必要があります。また、変更登記がされるのは、**本人の了解があるときに限られます**。

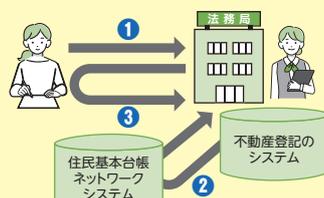
**法人**については、商業・法人登記のシステムとの連携に必要な**会社法人等番号が不動産の登記簿に登録されているときに限られます**。

個人の場合は住基ネット、法人の場合は商業・法人登記のシステムと連携するよ！



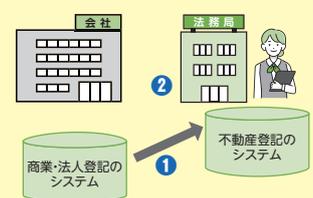
#### 自然人（個人）の場合

- 1 検索用情報の提供
- 2 法務局側で定期的に住基ネットを検索
- 3 住所等の変更があれば本人の了解を得て、職権で変更登記



#### 法人の場合

- 1 商業・法人登記上で住所等に変更があれば不動産登記システムに通知
- 2 職権で変更登記



# 1 ② 相続登記手続きのご案内

相続人の中で亡くなった方の財産をどのように分けるかの話し合い（遺産分割協議）を早めに行い（→P11）、相続した不動産について相続登記を行いましょう。

## 相続登記の申請の流れ（遺産分割協議に基づく場合）

### ① 戸籍関係書類の取得（※）

～相続開始の証明と法定相続人の特定～



### ② 話し合い・遺産分割協議書の作成

～話し合いによる土地・建物の所有者の確定と書面化～



### ④ 登記申請書の作成

～法務局へ提出～



### ③ 登記申請書の作成

～法務局提出書類の作成～



### ⑤ 登記完了

～法務局から登記完了証・  
登記識別情報通知書の送付～

（※）令和6年3月から、本籍地以外の市町村の窓口でも、戸籍証明書・除籍証明書を請求できるようになりました（広域交付制度）。



詳細はこちら

相続登記の申請のために必要な準備や申請書の記載方法等を利用者目線で分かりやすくまとめた3種類の「登記申請手続きのご案内」（登記申請ハンドブック）を法務局ホームページで公開しています。相続登記の申請を検討されている方や、相続登記の申請手続きがどのようなものか興味がある方は、こちらのご案内をぜひご覧ください。



法務局HP



※遺産分割協議を行った場合の相続登記の申請手続きについて説明しています。



※法律で定められた割合（法定相続分）で、亡くなった方の財産を相続した場合の相続登記の申請手続きについて説明しています。



※遺贈によって不動産を取得した場合の所有権移転登記の申請手続きについて説明しています。

## 登記手続案内(完全予約制)

全国の法務局では、登記手続に関する専門的な知識をお持ちでない方に対して、登記手続案内として、登記申請書の作成等に必要な情報の提供を行っています。

登記手続案内は、電話・法務局窓口での対面・ウェブ会議サービスのいずれかの手法をご希望に応じてお選びいただくことができます。電話又は対面での手続案内をご希望の方は、各法務局にお問い合わせください。ウェブ会議サービスでの手続案内をご希望の方は、以下のリンクからご予約ください。



各法務局のHP



ウェブ登記手続案内について

Column

## 法定相続情報証明制度

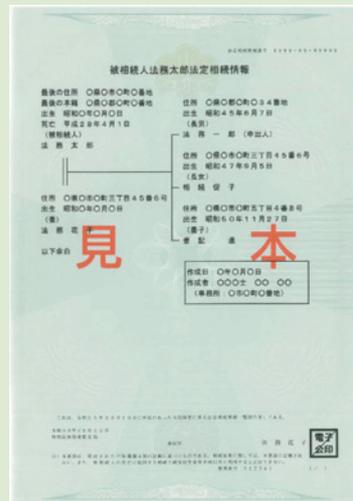


どんな制度なの？

相続人が、戸除籍謄本などと一緒に、相続関係を一覧に表した図(法定相続情報一覧図)を法務局に提出し、登記官が、その一覧図の写しに認証文を付し、証明書の形で相続人に交付する制度です(無料)。

一覧図の写しを用いることで、相続登記をはじめとする各種相続手続(※)において、戸除籍謄本を何度も提出する必要がなくなります。

(※) 相続登記のほか、金融機関での手続や相続税の申告書への添付、年金等手続(遺族年金、未支給年金、死亡一時金等の請求に係る手続等)などに使用できます。



一覧図の写し(見本)



法定相続情報証明制度について  
(法務局HP)

### 法定相続情報番号の提供による添付省略

令和6年4月からの相続登記の申請義務化に併せて、手続の負担軽減の観点から、相続登記や相続人申告登記などの不動産登記手続において、法務局に法定相続情報番号(登記官が各法定相続情報一覧図に付す固有の番号)を提供すれば、戸除籍謄本も一覧図の写しも添付を省略することができるようになりました。

登記申請をする法務局  
以外の法務局で付され  
た法定相続情報番号で  
も、登記申請に使うこと  
ができるよ。





どんな制度なの？



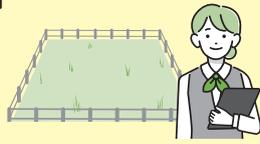
帰属制度について  
(法務省HP)

都市部への人口移動や人口の減少・高齢化の進展などを背景に、土地の利用ニーズが低下する中で土地所有に対する負担感が増加しており、相続された土地が所有者不明土地の予備軍となっているといわれています。

そこで、所有者不明土地の発生予防の観点から、**相続等によって土地の所有権を取得した相続人が、法務大臣(窓口は法務局です。)の承認により、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする制度**が新たに創設されました。

## 手続イメージ

### 1 承認申請



- ・相続等によって土地を取得した相続人が申請
- ・共有地の場合は共有者全員で申請
- ・申請書及び添付書類の提出
- ・審査手数料の納付

### 2 法務大臣(法務局)による要件審査・承認



- ・書面審査や実地調査などの要件審査の実施
  - ・要件を満たす場合は、法務大臣が承認
  - ・承認の場合、負担金の額を通知
- ※申請者が希望する場合、申請受付後に、国や地方公共団体等に対して情報提供し、寄附受けなど土地の有効活用機会を確保

### 4 国庫に帰属

### 3 申請者が負担金を納付 (通知を受け取ってから30日以内)



だれでも申請できるの？

基本的に、**相続や遺贈によって土地の所有権を取得した相続人**であれば、申請可能です。制度の開始前に土地を相続した方でも申請することができますが、売買等によって任意に土地を取得した方や法人は対象になりません。

また、土地が共有地である場合には、相続や遺贈によって持分を取得した相続人を含む共有者全員で申請していただく必要があります。



どんな土地でも引き取ってくれるの？



次のような**通常の管理又は処分をするに当たって過大な費用や労力が必要となる土地については対象外**となります(要件の詳細については、法務省ホームページをご覧ください)。申請後、法務局職員等による書面審査や実地調査が行われます。

### <国庫帰属が認められない土地の主な例>

- 建物、工作物、車両等がある土地
- 通路など他人による使用が予定される土地
- 危険な崖がある土地
- 境界が明らかでない土地
- 担保権などの権利が設定されている土地
- 土壌汚染や埋設物がある土地



## 手続にはお金がかかるの？

申請時に**審査手数料（一筆当たり14,000円）**を納付いただくほか、国庫への帰属について承認を受けた場合には、**負担金**（10年分の土地管理費相当額）を納付していただく必要があります。具体的な金額や算定方法は、法務省ホームページをご覧ください。

### 負担金算定の具体例

|   |   |  |  |
|---|---|--|--|
| ① 宅地               | 面積にかかわらず、 <b>20万円</b>                     |  |  |
|   | ただし、一部の市街地（注1）の宅地については、面積に応じ算定（注2）        | (例)<br>100㎡ 約55万円<br>200㎡ 約80万円<br>⋮     |  |
| ② 田、畑              | 面積にかかわらず、 <b>20万円</b>                     |  |  |
|   | ただし、一部の市街地（注1）、農用区域等の田、畑については、面積に応じ算定（注2） | (例)<br>500㎡ 約72万円<br>1,000㎡ 約110万円<br>⋮  |  |
| ③ 森林               | 面積に応じ算定（注2）                               | (例)<br>1,500㎡ 約27万円<br>3,000㎡ 約30万円<br>⋮ |  |
| ④ その他<br>※雑種地、原野等  | 面積にかかわらず、 <b>20万円</b>                     |  |  |

注1：都市計画法の市街化区域又は用途地域が指定されている地域。 注2：面積の単純比例ではなく、面積が大きくなるにつれて1㎡当たりの負担金額は低くなる。



## 手放したい土地がある場合はどこに相談すればよいの？

国への引渡しを希望する土地の所在する法務局の本局にご相談ください。対象の土地がお住まいの地域から遠方にある場合には、お近くの法務局の本局でも相談することができます。相談は事前予約制ですので、まずは法務局手続案内予約サービスから予約をお願いします。



(法務局手続案内予約サービスはこちら)  
※インターネット環境がない場合などは、  
法務局にお問い合わせください。



相続土地国庫帰属制度のご案内  
(法務省HP)

相談の際は、できるだけ国への引渡しを希望する土地の状況等が分かる資料や写真をご用意ください。

### <資料の具体例>

- 登記事項証明書又は登記簿謄本
- 土地の現況・全体が分かる画像又は写真
- 法務局で取得した地積測量図
- 法務局で取得した地図又は公図
- 市町村から届く固定資産税納税通知書
- その他土地の測量図面



## 申請をしてから、結果が出るまでの期間はどのくらいかかるの？

標準処理期間は8か月ですが、事案によってはそれより長くかかることがあります。

# 3 民法のルールの見直し

## 土地・建物に特化した財産管理制度の創設

令和5年4月1日施行



どんな制度なの？

所有者不明土地・建物や、管理不全状態にある土地・建物は、公共事業や民間取引を阻害したり、近隣に悪影響を発生させるなどして問題となりますが、これまで、その管理に適した財産管理制度がなく、管理が非効率になりがちでした。

そこで、土地・建物の効率的な管理を実現するために、**所有者が不明であったり、所有者による管理が適切にされていない土地・建物を対象に、個々の土地・建物の管理に特化した財産管理制度**が新たに設けられました。

### 所有者不明土地・建物の管理制度

調査を尽くしても所有者やその所在を知ることができない土地・建物について、利害関係人が地方裁判所に申し立てることによって、**その土地・建物の管理を行う管理人(※)**を選任してもらうことができるようになります。

管理人は、裁判所の許可を得れば、所有者不明土地の売却等もすることができるよ。公共事業や民間取引の活性化にもつながるね。



### 管理不全状態にある土地・建物の管理制度

所有者による管理が不相当であることによって、他人の権利・法的利益が侵害され又はそのおそれがある土地・建物について、利害関係人が地方裁判所に申し立てることによって、**その土地・建物の管理を行う管理人(※)**を選任してもらうことができるようになります。

ひび割れ・破損が生じている擁壁の補修工事や、ゴミの撤去・害虫の駆除も管理人にお願いできるね。



(※) 管理人には、事案に応じて、弁護士・司法書士・土地家屋調査士等のふさわしい者が選任されます。

## 共有制度の見直し

令和5年4月1日施行



どうして見直しがされることになったの？

共有状態にある不動産について、所在等が不明な共有者がいる場合には、その利用に関する共有者間の意思決定をすることができなかつたり、処分できずに公共事業や民間取引を阻害したりしているといった問題が指摘されています。

また、所有者不明土地問題をきっかけに共有物一般についてのルールが現代に合っていないことが明らかになりました。

そこで、**共有物の利用や共有関係の解消をやすくする観点から、共有制度全般について様々な見直し**が行われました。

### 共有物を利用しやすくするための見直し

- 共有物につき軽微な変更をするために必要な要件が緩和されました(全員の同意は不要で、持分の過半数で決定可。)
- 所在等が不明な共有者がいる場合には、他の共有者は、**地方裁判所に申し立て、その決定**を得て、
  - ・残りの共有者の持分の過半数で、管理行為(例：共有者の中から使用者を1人に決めること)ができます。
  - ・残りの共有者全員の同意で、変更行為(例：農地を宅地に造成すること)ができます。

### 共有関係の解消をやすくするための新たな仕組みの導入

所在等が不明な共有者がいる場合には、他の共有者は、**地方裁判所に申し立て、その決定**を得て、所在等が不明な共有者の**持分を取得**したり、その持分を含めて**不動産全体を第三者に譲渡**することができます(※)。

土地の共有者が不明でストップしていた事業も、これからは進めていけそうだなあ。期待だね！



(※) 裁判所において、持分に応じた時価相当額の金銭の供託が必要になります。

# 遺産分割に関する新たなルールを導入

令和5年4月1日施行



## 新たなルールはどんなもの？

改正法の施行日前に開始した相続についても適用されるので、早めの遺産分割が肝心だよ！



相続が発生してから遺産分割がされないまま長期間放置されると、

相続が繰り返されて多数の相続人による遺産共有状態となる結果、遺産の管理・処分が困難になります。

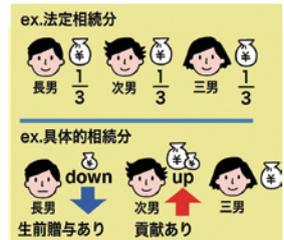
また、遺産分割をする際には、法律で定められた相続分（法定相続分）等を基礎としつつ、個別の事情（例えば、生前贈与を受けたことや、療養看護等の特別の寄与をしたこと）を考慮した具体的な相続分を算定するのが一般的です。しかし、長期間が経過するうちに具体的な相続分に関する証拠等がなくなってしまう、遺産分割が難しくなるといった問題があります。

そこで、**遺産分割がされずに長期間放置されるケースの解消を促進する仕組み**が新たに設けられました。

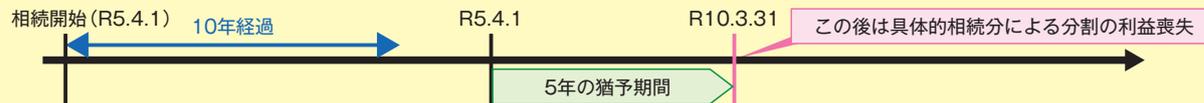
## 長期間経過後の遺産分割のルール

**被相続人の死亡から10年を経過した後にする遺産分割は、原則として、具体的な相続分を考慮せず、法定相続分又は指定相続分によって画一的に行うこととされました。**

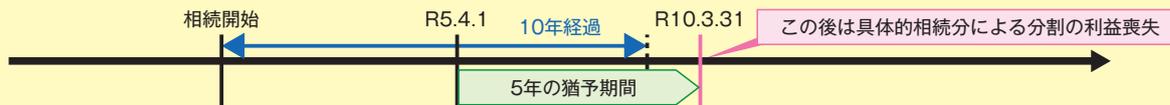
※新たなルールは改正法の施行日前に開始した相続についても適用されますが、次のように施行時から5年間の猶予期間が設けられます。



① 施行時に相続開始から既に10年を経過しているケース…R10.3.31が基準



② 施行時から5年以内に相続開始から10年を経過するケース…施行時から5年が経過した時が基準



# 相隣関係の見直し

令和5年4月1日施行



## どんな見直しがされたの？

隣地の所有者やその所在を調査しても分からない場合には、隣地の所有者から隣地の利用や枝の切り取り等に必要となる同意を得ることができないため、土地の円滑な利活用が困難となります。

そこで、**隣地を円滑・適正に使用することができるようにする観点から、相隣関係に関するルールの様々な見直しが行われました。**

## 隣地使用権のルールの見直し

**境界調査や越境してきている竹木の枝の切り取り等のために隣地を一時的に使用することができる**ことが明らかにされるとともに、**隣地の所有者やその所在を調査しても分からない場合にも隣地を使用することができる仕組み**が設けられました。

## ライフラインの設備の設置・使用権のルールの整備

ライフラインを自己の土地に引き込むために、**導管等の設備を他人の土地に設置する権利や、他人の所有する設備を使用する権利**があることが明らかにされるとともに、設置・使用のためのルール（事前の通知や費用負担などに関するルール）も整備されました。

## 越境した竹木の枝の切り取りのルールの見直し

催促しても越境した枝が切除されない場合や、竹木の所有者やその所在を調査しても分からない場合等には、**越境された土地の所有者が自らその枝を切り取る**ことができる仕組みが整備されました。

わざわざ裁判をしなくても、枝を切れるようになったよ！



## 法務省民事局

03 - 3580 - 4111

参事官室 (民法改正関係)

民事第二課 (不動産登記法改正関係・相続土地国庫帰属法関係)

各法務局のホームページは、[https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kakukyoku\\_index.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kakukyoku_index.html)  
 登記の手続について、法務局の案内を受けたい方は、「登記手続案内」(→P7)をご利用ください。

相続土地国庫帰属制度の手続について、法務局の相談を受けたい方は、「手放したい土地がある場合はどこに相談すればよいの?」(→P9)をご覧ください。



①改正全般について



②帰属制度について



③相続登記について



④各法務局のHP

- 裁判所への申立てをするための手続や必要書類等については、

## 最寄りの裁判所

<https://www.courts.go.jp>

- 法制度や相談窓口についてのお問い合わせは、

## 日本司法支援センター(法テラス)

<https://www.houterasu.or.jp/>

## 法テラス・サポートダイヤル

おなやみなし  
0570 - 078374

(平日9:00~21:00 土曜日9:00~17:00 祝日・年末年始を除く)  
 (※IP電話からは 03-6745-5600)

- 専門家(弁護士・司法書士・土地家屋調査士)に相談したい場合は、

## 日本弁護士連合会のホームページ(法律相談のご案内)

[https://www.nichibenren.or.jp/legal\\_advice/isan\\_souzoku/index.html](https://www.nichibenren.or.jp/legal_advice/isan_souzoku/index.html)

## 日本司法書士会連合会のホームページ(登記手続のご案内)

[https://www.shiho-shoshi.or.jp/inheritance\\_lp](https://www.shiho-shoshi.or.jp/inheritance_lp)

## 相続登記相談センター(予約受付フリーダイヤル)

いさんのなやみに  
0120 - 13 - 7832

(平日10:00~16:00 年末年始・お盆期間を除く)

## 日本土地家屋調査士会連合会のホームページ(表示に関する登記のご案内)

<https://www.chosashi.or.jp/>

## 資料 4

【中部地区土地政策推進連携協議会】第6回通常総会 資料

### 「所有者不明土地対策等に関する取り組み等について」 静岡県司法書士会

静岡県司法書士会 会長 井上尚人

#### 1. 各市町との空き家協定の締結

当会では平成30年の藤枝市を皮切りに、県内各市町との空き家協定締結活動を継続して実施し、令和5年度までに以下のとおり19市町との協定締結に至っている。

[空き家協定 締結・未締結市町一覧（静岡県内35市町）]

| 締結済み 19市町 | 未締結 16市町 |
|-----------|----------|
| 藤枝市       | 熱海市      |
| 焼津市       | 伊豆市      |
| 三島市       | 伊豆の国市    |
| 裾野市       | 下田市      |
| 浜松市       | 賀茂郡 東伊豆町 |
| 袋井市       | 賀茂郡 河津町  |
| 富士宮市      | 賀茂郡 南伊豆町 |
| 沼津市       | 賀茂郡 松崎町  |
| 伊東市       | 賀茂郡 西伊豆町 |
| 静岡市       | 田方郡 函南町  |
| 島田市       | 駿東郡 長泉町  |
| 駿東郡 清水町   | 榛原郡 川根本町 |
| 駿東郡 小山町   | 御前崎市     |
| 牧之原市      | 掛川市      |
| 榛原郡 吉田町   | 湖西市      |
| 富士市       | 周智郡 森町   |
| 磐田市       |          |
| 菊川市       |          |
| 御殿場市      |          |

### 協定締結後の連携・協力

- (1) 空き家問題・相続登記未了問題に関し、各市町から紹介を受けた市民に対する司法書士の相談対応及び受任
- (2) 各市町の担当者からの空き家・相続登記未了土地に関する相談への対応
- (3) 空き家及び所有者不明土地問題の予防と解消に関するセミナー等への司法書士の講師派遣

## 2. 各市町等の要請による各種セミナーへの講師派遣

- ① 磐田市「住まいの終活～相続登記説明会～」令和5年8月21日（月）
- ② 富士宮市「空き家に関する出前講座」令和5年9月26日（火）
- ③ 富士宮市「空き家に関する出前講座」令和5年11月7日（火）
- ④ 袋井市「空き家セミナー・個別相談会」令和5年11月11日（土）
- ⑤ 川根本町「空き家に関する出前講座」令和5年11月22日（水）
- ⑥ 富士伊豆農協「相続登記義務化セミナー」令和5年11月28日（火）
- ⑦ 袋井市「空き家に関する出前講座」令和6年1月20日（土）
- ⑧ 袋井市「空き家に関する出前講座」令和6年1月27日（土）
- ⑨ 静岡市「知っておきたい相続関係の法改正」令和6年2月3日（土）
- ⑩ 磐田市「いざというとき困らないために～相続登記説明会～」令和6年2月18日（日）
- ⑪ 川根本町「相続放棄と財産管理の研修会」令和6年3月13日（水）
- ⑫ 磐田市「いざというとき困らないために～相続登記説明会～」令和6年3月17日（日）
- ⑬ 磐田市「いざというとき困らないために～相続登記説明会～」令和6年5月10日（金）

### 各セミナーの主な内容

- ・相続登記義務化
- ・新たな財産管理制度
- ・相続土地国庫帰属
- ・相続放棄
- ・将来、空き家・相続土地未了土地としないための予防方法
- ・既に長期相続土地未了となっている不動産の解決方法 等

### 開催時間

- ・1時間30分～2時間程度

### 参加人数

- ・20～30名程度

### 3. 相談会の開催

- (1) 秋の大規模相談会「司法書士による相続・遺言についての無料相談会」  
以下の県内20会場において開催した（相談件数：計約380件）。

#### 東部地区

| 相談会日   | 市町                       | 会場               |
|--------|--------------------------|------------------|
| 9月2日   | 沼津市、清水町、長泉町              | プラサ ヴェルデ         |
| 9月30日  | 三島市、裾野市、函南町              | 三島商工会議所          |
| 10月1日  | 伊東市、熱海市                  | 生涯学習センターひぐらし会館   |
| 10月14日 | 伊豆市、伊豆の国市                | 生きいきプラザ          |
| 10月14日 | 富士市                      | ラ・ホール富士          |
| 10月14日 | 富士宮市                     | 大富士交流センター        |
| 10月14日 | 下田市、南伊豆町、西伊豆町、松崎町、東伊豆町、河 | 下田市民文化会館         |
| 10月15日 | 小山町、御殿場市                 | 小山町健康福祉会館ふじみセンター |

#### 中部地区

| 相談会日   | 市町     | 会場             |
|--------|--------|----------------|
| 9月2日   | 静岡市清水区 | 清水テルサ          |
| 10月4日  | 静岡市葵区  | 静岡市葵区役所        |
| 10月15日 | 藤枝市    | 藤枝市文化センター      |
| 10月15日 | 焼津市    | 焼津公民館          |
| 10月15日 | 島田市    | 島田市地域交流センター歩歩路 |
| 10月15日 | 牧之原市   | 総合健康福祉センターさざんか |
| 10月15日 | 吉田町    | 片岡会館           |
| 10月18日 | 静岡市駿河区 | 静岡市駿河区役所       |
| 10月18日 | 静岡市駿河区 | 静岡市駿河区役所長田支所   |

#### 西部地区

| 相談会日   | 市町           | 会場                |
|--------|--------------|-------------------|
| 10月1日  | 磐田市          | 磐田市総合健康福祉会館 i プラザ |
| 10月28日 | 掛川市、菊川市、御前崎市 | 掛川市社会福祉協議会本所      |
| 10月28日 | 袋井市、森町       | 袋井新産業会館キラット       |

(2) 2月「相続登記はお済みですか月間」大規模相談会

以下の県内23会場において開催した（相談件数：計約460件）。

東部地区

| 相談会日 | 市町                                 | 会場          |
|------|------------------------------------|-------------|
| 2月3日 | 下田市、南伊豆町、<br>西伊豆町、松崎町、<br>東伊豆町、河津町 | 下田市民文化会館    |
| 2月17 | 富士市                                | ラ・ホール富士     |
| 2月17 | 富士宮市                               | 駅前交流センターきらら |
| 2月24 | 三島市、裾野市、函南町                        | 三島商工会議所     |
| 2月25 | 沼津市、清水町、長泉町                        | プラサ ヴェルデ    |

中部地区

| 相談会日  | 市町     | 会場             |
|-------|--------|----------------|
| 2月3日  | 静岡市清水区 | 駒越生涯学習交流館      |
| 2月3日  | 焼津市    | 焼津公民館アトレ       |
| 2月3日  | 牧之原市   | 総合健康福祉センターさざんか |
| 2月3日  | 吉田町    | 片岡会館           |
| 2月4日  | 島田市    | 島田市地域交流センター歩歩路 |
| 2月4日  | 川根本町   | 川根本町文化会館       |
| 2月17日 | 静岡市葵区  | 静岡労政会館         |
| 2月24日 | 藤枝市    | 藤枝市文化センター      |
| 2月7日  | 静岡市葵区  | 静岡市葵区役所        |
| 2月21日 | 静岡市駿河区 | 静岡市駿河区役所       |
| 2月21日 | 静岡市駿河区 | 静岡市駿河区役所長田支所   |

西部地区

| 相談会日 | 市町     | 会場          |
|------|--------|-------------|
| 2月17 | 湖西市    | 湖西市西部地域センター |
| 3月9日 | 浜松市天竜区 | 二俣協働センター    |
| 2月17 | 掛川市    | 掛川市商工会議所    |
| 2月17 | 袋井市、森町 | 袋井新産業会館キラット |
| 2月17 | 掛川市    | 大須賀市民交流センター |
| 2月17 | 菊川市    | 菊川市商工会館     |
| 2月17 | 御前崎市   | 浜岡福祉会館      |

#### 4. 広報活動（ラジオ出演）

SBSラジオにおいて放送されている「ゴゴボラケ」において、第2・第4水曜日の14時40分から9分間【教えて！司法書士】のコーナーに司法書士が交替で出演し、相続土地国庫帰属制度、所有者不明土地問題、相続登記義務化等に関する説明、周知、相談会の告知等を行った。

##### 【出演日・内容】

###### 令和5年

- 6月14日 国庫帰属制度 相談事例
- 6月28日 国庫帰属制度 費用説明
- 7月12日 相続登記申請義務化（法務局コラボ）
- 7月26日 相続登記申請義務化・相続人申告制度（法務局コラボ）
- 8月9日 空き家問題
- 8月23日 所有者不明土地問題
- 9月13日 「いい遺言の日」相談会告知（法務局コラボ）
- 9月27日 相続土地国庫帰属制度 却下事案・不承認事案
- 10月11日 相続手続きにおける後見制度の利用
- 10月25日 「いい遺言の日」相談会告知（法務局コラボ）
- 11月8日 所有者不明土地・相続登記申請義務化
- 11月22日 所有者不明土地・相続登記申請義務化
- 12月13日 相続人多数の相談事例
- 12月27日 相続手続について事前準備が必要なケース

###### 令和6年

- 1月10日 相談会告知
- 1月24日 トウキツネ紹介・相談会告知
- 2月14日 能登半島地震支援・相談会告知
- 2月28日 相続登記申請義務化
- 3月13日 相続登記申請義務化（法務局コラボ）
- 3月27日 相談会報告・相続登記申請義務化

5. トウキツネぬいぐるみの作製及び各市町・金融機関等への寄贈

法務省不動産登記促進イメージキャラクターである“トウキツネ”のぬいぐるみを計1000体作製し、各市町・金融機関等に寄贈しカウンター等への配置をお願いしている。



(1) 静岡県及び市町

静岡県、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、沼津市、静岡市、浜松市、磐田市

なお、上記の一部においては、法務局長に同行いただき、首長出席のもとで寄贈式を実施している。

(2) 農業協同組合・漁業協同組合・金融機関 等

静岡県農業協同組合静岡中央会、J A三方原開拓、J Aハイナン、J A掛川市、  
J A遠州中央、J A大井川、J Aみっかび、J A函南東部、J A遠州夢咲、  
J Aふじ伊豆、静岡県漁業協同組合連合会、  
沼津信用金庫、三島信用金庫



令和 6 年 5 月 2 9 日  
中部地方整備局 建政部・用地部

## 空き家・空き地の取組み状況を「見える化」します！ ～空き家・空き地取組みマップサイトを新設～

岐阜県・静岡県・愛知県・三重県の空き家・空き地に関する取組みを一元的にとりまとめた  
空き家・空き地取組みマップサイトを新設します！！

4県の自治体・民間事業者の取組みを「見える化」することによって、空き家・空き地を活用  
した、地域コミュニティの維持・再生、自治体における更なる取組みの推進、民間事業者の  
空き家・空き地に関する事業への参入の後押しが期待されます。

1. 公開開始：令和 6 年 5 月 3 1 日（金）

2. 公開場所：中部地方整備局ホームページ

URL：<https://www.cbr.mlit.go.jp/>



3. 配布先：中部地方整備局記者クラブ、岐阜県政記者クラブ

静岡県政記者クラブ、三重県政記者クラブ・第二県政記者クラブ

### <問い合わせ先>

中部地方整備局 低未利用土地対策推進チーム（建政部・用地部）

TEL：052-953-8571（柏崎・脇） FAX：052-953-8605

MAIL：[cbr-teimiriyoutochi@gxb.mlit.go.jp](mailto:cbr-teimiriyoutochi@gxb.mlit.go.jp)

# 空き家・空き地取組みマップの概要

クリックすると該当する県のページに変わる

トップページ

岐阜県

静岡県

愛知県

三重県

市町村別を  
地図から探す

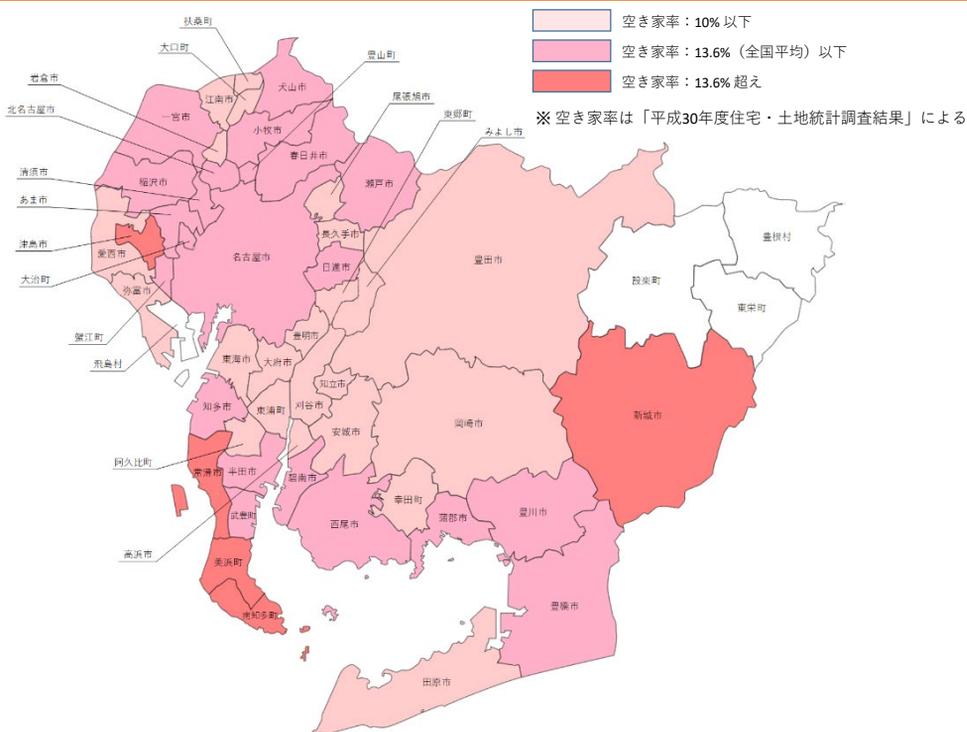


国土交通省の取組み



愛知県の取組み

印刷用マップ



## 国土交通省の取組み内容 一覧

### ○◇空き家・空き地に関する国土交通省の取組み

[空き家・空き地バンク]

- ・ [空き家・空き地バンク総合情報ページ](#)

### ○空き家に関する国土交通省の取組み

[法令、施策情報]

- ・ [空家等対策の推進に関する特別措置法関連情報](#)

[税制上の措置]

- ・ [空家の除却等を促進するための土地に係る固定資産税等に関する所要の措置](#)
- ・ [空き家の発生を抑制するための特例措置（空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除）](#)

### ◇空き地に関する国土交通省の取組み

[法令、施策情報]

- ・ [国土審議会土地政策分科会](#)

### □所有者不明土地に関する国土交通省の取組み

[法令、施策情報]

- ・ [所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（所有者不明土地法）](#)
- ・ [所有者不明土地等対策のための予算・税制・支援体制](#)



# 愛知県の取組み内容 一覧

空き家率 11.3%

## ○空き家に関する地方公共団体の取組み

[補助制度]

- ・愛知県空家等対策推進事業費補助金（民間不良住宅等除却費補助、民間空家住宅等除却費補助）
- ・愛知県空家等対策推進事業費補助金（民間空家住宅等改修費補助）

## ●空き家に関する民間の取組み

- ・[空き家マイスターを活用した「空き家管理事業者登録制度」事業](#)  
([愛知宅建サポート株式会社](#))
- ・[空き家マイスターを活用した多角的な空き家相談窓口事業](#)  
([愛知宅建サポート株式会社](#))
- ・[空き家総合相談窓口と空き家マイスターの連携による相談対応事業](#)  
([愛知宅建サポート株式会社](#))
- ・[住宅確保要配慮者向けセーフティネット住宅に付帯するバディの普及活動](#)  
([空き家・空き地の相談センター](#))

クリックすると関係するHPへとぶ  
(リンク)

# 各自治体の取組み内容 一覧

## 名古屋市

空き家率 12.7%

## ○空き家に関する地方公共団体の取組み

[計画]

- ・名古屋市空家等対策計画 [本文](#)  
[概要](#)

[条例]

- ・[名古屋市空家等対策の推進に関する条例](#)

[空き家バンク]

- ・[名古屋市空き家バンク](#)

[補助制度]

- ・[名古屋市老朽危険空家等除却費補助金](#)
- ・[老朽木造住宅除却助成](#)
- ・[名古屋市空き家活用支援事業費補助金](#)

## 豊田市

空き家率 9.0%

## ○空き家に関する地方公共団体の取組み

[計画]

- ・豊田市空家等対策計画 [本文](#)  
[概要](#)

[空き家バンク]

- ・[山村地域移住情報バンク](#)

[補助制度]

- ・[豊田市空家解体促進費補助金](#)
- ・[豊田市山村地域等空き家再生事業補助金、豊田市空き家情報バンク登録促進事業補助金](#)

